

社会福祉法人悲田院 役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人悲田院（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

（職務内容及び出勤）

第2条 理事長に対し、報酬を支給する職務の内容は次の通りとする。

- （1） 決済業務
- （2） 企画業務
- （3） 運営管理業務
- （4） 各種行事参加業務
- （5） 研修への参加及び他の施設の視察業務
- （6） その他理事長が必要と認めた業務

2 理事長は、少なくとも毎月4回は出勤するように努め、更に、必要に応じ出勤するものとする。

3 出勤日は、理事長が決定する。

4 出勤に当たって、就業規則・給与規程に準じ、交通費を支給する。

（報酬等の額及び支払）

第3条 役員等については、次の通り報酬を支給する。

- （1） 理事長に対し、基本報酬として月額手取り10万円を支給するとともに、月4回を超える出勤日については、日当として1日当たり手取り7千円を付加して支給する。支払いの方法は、毎月末の翌月25日払いとし、理事長の指定する銀行口座に振り込み送金をして支払う。（振込手数料は法人負担）。
- （2） 理事・監事・役員等の報酬の額については、別表第1に定める額。
- （3） 理事長もしくは、理事長の命を受けた役員等が、法人業務の為に出張する場合は、原則として、該当役員等の住所地を起点として「社会福祉法人悲田院旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

（役員等への報酬等の支給方法）

第5条 理事長以外の役員等に対する報酬は、別表1のとおりとし、支払い方法については現金支給もしくは口座振込とする。

(理事・監事の報酬総額の範囲)

第6条 理事・監事の報酬総額については、各年度理事300万円、監事については、50万円を超えない範囲で支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月9日より施行する。

附則 この規程は、令和4年7月1日より施行する。